

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいつでも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます（来所、文書相談）。来所相談の場合は日時をご予約いただくため、専任経営相談員までお電話ください。来所相談の場合は、おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

法律専門相談員：弁護士 小嶋 正（第一東京弁護士会。昭和37年生まれ。慶應義塾大学法学部法律学専攻、法テラス（日本司法支援センター）審査委員、東社協顧問弁護士、「社会福祉施設における事故責任と対策」、「身寄りのいない高齢者への支援の手引き」いずれも単著 東社協）

会計専門相談

会計基準（新・旧会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）、会計関連通知に係る会計処理方法など、個別案件に、公認会計士がご相談に応じます（原則文書相談）。専任経営相談員宛でできるだけEメールにてご相談ください。おおむね2日以内に回答いたします。

会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍（昭和22年生まれ。中央大学商学部卒、日本公認会計士協会元副会長、総務省、文科省、経産省、金融庁等の各種委員会委員多数就任、日本ユニセフ監事、「社会福祉法人監事監査の手引き」監修 東社協、「新社会福祉法人会計の実務」共著 東社協）

労務専門相談

採用から解雇まで、就業規則、人事・労務管理全般の個別案件に、社会保険労務士がご相談に応じます（文書、来所相談）。専任経営相談員宛でできるだけEメールにてご相談ください。おおむね2日以内に回答いたします。

労務専門相談員：社会保険労務士 綱川 晃弘（昭和38年生まれ。早稲田大学法学部卒 東京都福祉サービス評価推進機構委員、東社協労基法研修会講師、各種シンクタンク参画、「介護サービス事業の経営実務」共著、第一法規「非常勤ホームヘルパーの雇用管理の手引き」監修 全社協）

一般相談

この他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時宛でできるだけEメール、電話、来所でのご相談にお応えします。

メールは、東社協HP・トップページ下の「経営相談室」からどうぞ

専任経営相談員：東社協福祉部 長谷川保夫（昭和26年生まれ。日社大卒、「社会福祉施設・事業者のための規程集（運営編）、（人事労務編）、（会計経理編）」、「社会福祉施設・事業者のための労基法等Q&A」、「社会福祉法人設立運営の手引き」、「社会福祉施設・事業者のための運営ハンドブック」、「社会福祉法人監事監査の手引き」他編集）

兼任経営相談員：東社協福祉部経営支援担当統括主任 小川 和江

平成25年度は 1,324件のご相談がありました。

*以下に、平成25年度の実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律専門相談

(34件、再来2件)

保護者から児童票の開示を求められた時、開示義務はあるのか？記載内容について訂正を求められた場合、受け入れ拒否していいか、それとも訂正に応じるのか、法律的に園はどう対応すべきであるか。

成年である利用者のAさんに責任能力がなく、被成年後見人でない場合、他の利用者や職員に対して重度の傷害事件を起こしても本人・親共に賠償責任は生じないのか？不法行為責任追及は可能か。

定期借地権で、地域密着型特養を整備します。土地所有者から、定期借地権に係る利用契約書の内容について問い合わせを受けている。適切な記載例を教えてください。

会計専門相談

(72件、再来1件)

都より、当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにもかかわらず、法人本部に資金を繰り入れている。ついては、当該繰り入れ資金の戻し入れを行うこと、との指摘をうけました。決算が終わった後ですので、どのような仕訳をしたらよいか。

新会計基準です。1年基準で保険料を前払費用 / 長期前払費用の決算仕訳を行うと貸借対照表と資金収支計算書の数字が合いません。どうすればよいか。

グループホームを転居、修繕が発生したため、敷金から修繕費用にあて、敷金より修繕費用が下まわったため、一部敷金が返還された。(借方)現金預金 (貸方)その他の施設設備等による収入、(借方)現金預金 (貸方)その他の固定資産との仕訳でよいか。

労務専門相談

(15件)

直接処遇職員がひざの痛みを訴えてきて、まず、健保を使って治療に専念したほうがよいと話したいと考えています。問題ないか。

正規職員の就業規則において、試用期間(6か月)中において、無断欠勤を5日以上の場合(正当な理由がある場合を除く)はこれを理由として、解雇する旨規定したい。問題あるか。

一般相談

(1,203件。内、来所相談58件、通信相談1,145件)

社会福祉法人許認可所轄庁が区市に移管されたが、通常の施設指導監査権も移管されたのか。

資格手当の可否についてどのように考えたらよいか。

4月1日付新規採用募集中に、4月前後が出産予定日だが応募できるかとの照会があった。

予算書が例示されていない。どうしたらよいか

(相談内容別：会計相談 48%、経営一般 31%、職員処遇 12%、社会福祉法人設立・事業創設 6%)

東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室 相談室だよりNo.109 平成26年4月8日
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)

TEL 03-3268-7170 Eメール k_soudan@tcs.w.tvac.or.jp

メールは「東社協HP・トップページ」⇒経営相談室(クリック)⇒相談はこちらで立ち上がります。